

村上市管理河川堆積土砂管理計画

令和2年10月

村上市建設課

村上市管理河川堆積土砂管理計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

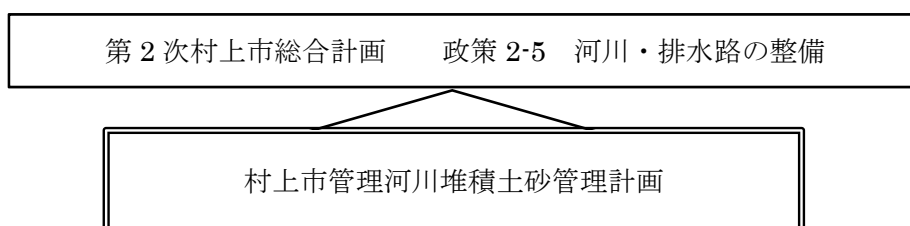
河川内の堆積土は、洪水時に流れを阻害することで河川の水位を上昇させ、浸水などの災害を助長するおそれがあります。

国においては、河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫が重要であるとし、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう「緊急浚渫推進事業債」が創設されました。

このことから、村上市が管理する河川における堆積土の除去が必要な箇所を明確化し、効果的・効率的に除去することで、浸水被害発生リスクを縮減するため、「村上市管理河川堆積土砂管理計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

「第2次村上市総合計画」では、政策2-5 河川・排水路の整備の施策の柱のひとつである「施設の適正な維持管理の充実」において、必要箇所における堆積土の撤去の実施について記載しています。



2 堆積土の現状と課題

市が管理する準用河川は42河川、普通河川においては、排水路程度（法定外公共物：青線）のものを慣習上「川（かわ）」と呼ぶものもあり、それらを含めると河川数の特定は困難ですが、多くの河川が存在しています。

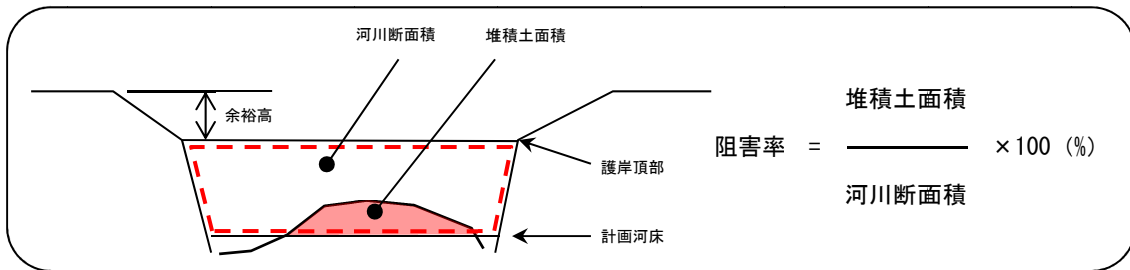
一方、これまでの取組状況は、短時間で強い降雨が発生するなどの異常降雨により、急激に土砂の堆積が生じることもあることから、巡視や集落からの情報を基に現状を把握し、堆積の状況に応じて撤去工事などの対策を実施しています。しかし、工事に当たっては、仮設に要する経費等により多額の事業費が必要であることから、所管する土木施設全体の予算内で事業箇所の調整を行うこととなり、堆積土砂の撤去工事については限られたものとなっています。

このような現状において、集落から堆積土の撤去に関し要望のあった河川の点検・調査結果によると、早急に堆積土砂の撤去が必要な河川もあることから、実施方針を定め計画的な堆積土砂の撤去を進める必要があります。

集落要望 6 河川 7 区間（令和 2 年 9 月 1 日現在）

阻害率が概ね 15%未満と判断される状態	2 河川 3 区間
阻害率が概ね 15%以上 30%未満と判断される状態	1 河川 1 区間
阻害率が概ね 30%以上 50%未満と判断される状態	1 河川 1 区間
阻害率が概ね 50%以上と判断される状態	2 河川 2 区間

【参考】 阻害率は次の考え方により算出します。河川の断面積は点線部分、堆積土の面積（浚渫の対象となる部分）は網掛け部分です。



3 実施方針

(1) 管理基準

堆積土の管理基準については、次のとおり設定します。

項目	管理基準
堆積土	阻害率 15%未満とする。

※阻害率については、現地確認・測定などの簡便な調査により算出するものとします。

(2) 実施方針

管理基準に基づき、本計画期間での対策実施箇所を明確化し、計画的に浚渫工事を実施します。

(3) 計画期間

本計画は、「緊急浚渫推進事業債」の実施予定期間の令和 6 年度までを計画期間とします。

計画期間
令和 3 年度～令和 6 年度（4 年間）

(4) 計画の目標

本計画期間の目標として、管理基準以上の河川を削減します。

本計画期間の目標
管理基準以上の河川を削減する。

(5) 投資規模

令和2年度地方債同意等基準（令和2年総務省告示第127号）等に定めるとおり、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう「緊急浚渫推進事業債」が創設されたことから、堆積土浚渫にあたっては当該事業債の活用を前提に実施します。

投資予定額（R3～R6）	
河川内の堆積土の浚渫費用	約45百万円

【参考】緊急浚渫推進事業債

対象施設：準用河川、普通河川

対象事業：地方単独事業として緊急に実施される浚渫事業

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

(6) 事業実施箇所

本計画では、集落要望のあった河川を対象に、浚渫を実施する区間区分を選定したうえで、当該実施区間区分における防災・減災上の緊急性により優先度を決定します。

なお、計画期間中において、出水により堆積状況に著しい変化が確認された場合や事業実施箇所に変更が生じた場合等は、見直しを行います。

ア 浚渫を実施する区間区分

浚渫を実施する河川区間区分について、河川特性、地域特性等から、以下のとおり設定します。

区間区分の影響度に応じた設定		
A区分	維持管理上特に重要な区間	重要水防箇所、砂防指定地の河川等
B区分	維持管理上重要な区間	A区間以外ではん濫による人家への影響が生じる河川の区間
C区分	A、B区間以外の区間	はん濫による人家への影響が殆どない河川の区間

【参考】砂防指定地 砂防法第 2 条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域です。砂防指定地の指定を要する土地（区域）のうち、主なものは、以下のとおりです。

[1] 溪流若しくは河川の縦横浸食又は山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、又は顕著となるおそれのある区域

[2] 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出又は堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域

イ 当該実施区間区分における浚渫の防災・減災上の緊急性

当該実施区間区分における浚渫の防災・減災上の緊急性について、アで設定した区間区分の影響度や河道の阻害状況を踏まえて設定します。

当該実施区間区分における浚渫の防災・減災上の緊急性	
重点	2 か年程度で緊急的に実施
優先	4 か年程度で緊急的に実施

ウ 確保（維持）すべき河道の目標

確保（維持）すべき河道の目標は、現況河道の河道断面（断面積）を維持することとします。

確保（維持）すべき河道の目標
現況河道の河道断面（断面積）を維持する。

4 個別実施箇所

令和 3 年度から令和 6 年度までに計画する河川については別表のとおりです。